

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

アルプス物流グループは、当社の親会社であるアルプス電気(株)を中心としたアルプスグループに属しており、当社は同グループにおける物流事業部門の基幹会社と位置付けられています。

アルプスグループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。そして、株主を始め、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランス良く満たし、その利益を直接・間接的に還元することを基本としています。

なお、当社では、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めるため、次年度から監査等委員会設置会社へ移行することを検討しており、社外取締役による取締役の指名や報酬決定などの手続きへの関与による透明性の向上、経営執行に対する監視・監督機能などの適切な方針を、引き続き協議・検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使(議決権行使プラットフォーム、招集通知英訳)】

現在、当社は、株式会社JCJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用やインターネットによる議決権の行使、招集通知の英文版の作成は行っていません。今後、株主の構成や議決権行使の状況などを鑑みながら、検討していきます。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、既に1名の独立社外取締役を選任しておりますが、2016年6月開催予定の定時株主総会には、2名以上の独立社外取締役候補者をご提案する予定です。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役の自己評価を踏まえた取締役会全体の分析・評価・その結果の開示を定期的に行っていく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有するか否かを判断します。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期的に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るものまたは会社の経営上、信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。なお、支配株主(親会社)及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、企業理念、経営戦略、中期経営計画を、ホームページ(<http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html>)や決算説明会資料(<http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/directnavi.html>)などで開示しています。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針をホームページ(<http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html>)や当報告書の「1.1 基本的な考え方」などで開示しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬決定の方針

当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。

具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a) 常勤取締役の報酬

当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、常勤取締役の報酬を構成しています。

業績連動賞与は、単年度の業績に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b) 非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬

当社では、非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて報酬を決定しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・指名の方針

当社では、取締役会において審議・決定及び監督を行うための十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役選任基準を定めており、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としています。

・指名の手続き

上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者を決定しています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の候補者を指名し株主総会に上程するにあたっては、株主総会招集通知の参考書類において、当該候補につき個々の指名理由を開示します。

【補充原則4－1－1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則に規定しています。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく基準で判断し、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4－11－1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任すると共に、業務執行を行う取締役は、当社の経営遂行に向けて必要な各事業、管理などの分野を統括できる人材、社外取締役は専門知識を有し、中長期的な成長を促すべく監督機能を発揮できる人材をそれぞれ選任する事で、知識・経験・能力のバランスの多様性を図っています。また、規模については、取締役会での実質的な議論が可能となるよう、定款にて15名以内としています。

【補充原則4－11－2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況につきまして、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。

取締役 片岡 政隆 アルバス電気株式会社 代表取締役会長
アルバイン株式会社 取締役

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役のトレーニングの方針】

(1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、戦略的な情報発信の強化を目指し、管理担当取締役及び経理財務部がIR機能の主体を担っています。また、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話(面談)については、経理財務部を窓口にし、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役や経営トップなどが面談対応を行っています。

(2) 個別面談以外の対話手段

決算説明会や株主通信「IRレポート」の年2回発行、株主総会での株主懇談会の開催などにより、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方方向的な対話を促進しています。

(3) 社内への適切かつ効果的なフィードバック

株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

(4) インサイダー情報の管理方針

当社では「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルバス電気(株)	8,263,400	46.59
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズド ストック ファンド	1,582,800	8.92
TDK(株)	1,402,200	7.91
アルバイン(株)	396,000	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	393,800	2.22
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	276,000	1.56
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	268,800	1.52
ビービーエイチ ポストン フォー ノムラ ジャパン スモーラー キャピタライゼイション	244,600	1.38
アルバス物流社員持株会	178,970	1.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	175,000	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	アルバス電気(株)（上場:東京）（コード）6770

【補足説明】[更新](#)

大株主の状況は、2015年9月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主(親会社)及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社グループは、親会社であるアルプス電気(株)を中心としたアルプスグループに属しており、当報告書の「I.1 基本的な考え方」をベースに、アルプスグループ経営規範(「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」、「グループ環境憲章」)のもとで、当社グループ全体の体制整備に努めています。

アルプス電気(株)は当社の株式の48.8%(間接被所有割合含む)を所有しており、親会社の取締役1名が当社の取締役を兼務しています。当社は、アルプスグループの中で、上場会社として自主性を尊重されており、経営計画の立案、業績管理を行い、自立した経営判断のもと事業活動を展開しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
大山 高	その他										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 高	○	同氏は、独立役員の属性として、(株)東京証券取引所が規定する項目に該当するものではなく、要件を充たしていることから、同氏の同意を得た上で独立役員として指定し、届出を行っています。	同氏は、長年に亘り、一般社団法人電子情報技術産業協会等で、当社グループの主要顧客が属する電子産業に関し、豊富な知識・経験を有しており、独立した立場から取締役会の運営及び取締役の業務執行に関して、適切な監督を行うことができると考え、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は、会計監査人に監査役会・監査業務連絡会等への出席を要請し、会計監査報告を受けるとともに適時、情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は、取締役会に出席するとともに、当社の内部監査部門である内部監査室と連携し、当社及び国内外の関係会社の業務の妥当性と有効性の検証・評価を実施しています。監査結果は、定期的に代表取締役及び取締役会に報告され、牽制機能の充実並びに業務改善に繋げています。

また、監査役と内部監査室はアルプスグループ監査連絡会に参加し、アルプスグループ内での監査情報の交換を行い、監査業務のレベル向上を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山 恰二郎	他の会社の出身者													
三浦 修	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山 恰二郎	○	同氏は、独立役員の属性として、(株)東京証券取引所が規定する項目に該当するものではなく、要件を充たしていることから、同氏の同意を得た上で独立役員として指定し、届出を行っています。	同氏は、金融機関等において取締役を歴任され、経営に対する経験・見識を有しており、監査の実効性を高めるため、選任しています。
三浦 修	○	同氏は、独立役員の属性として、(株)東京証券取引所が規定する項目に該当するものではなく、要件を充たしていることから、同氏の同意を得た上で独立役員として指定し、届出を行っています。	同氏は、弁護士であり、法律の専門的な知識、経験を有しております、適法性監査の実効性を確保するため、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員(社外取締役1名、社外監査役2名)を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の【取締役報酬関係】報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの内容は、後述の【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における役員報酬及び監査報酬の内容は以下のとおりです。

(役員報酬の内容)

・取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 10名 186百万円(うち社外取締役1名 5百万円)、監査役 4名 31百万円(うち社外監査役 3名 14百万円)

(注)1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。
2.上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における取締役7名に対する役員賞与の未払費用計上額39百万円
・当事業年度における取締役7名に対するストック・オプションとして付与した新株引受権に係る株式報酬費用計上額16百万円
(監査報酬の内容)
会計監査人 新日本有限責任監査法人に支払った報酬
1. 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 41百万円
(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記1の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 61百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 報酬決定の方針
当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。
具体的には、以下の様な報酬の構成としています。
 - a)常勤取締役の報酬
当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、常勤取締役の報酬を構成しています。
業績連動賞与は、単年度の業績に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまで株主と共有する仕組みです。
 - b)非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬
当社では、非常勤取締役、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみです。
- 報酬決定の手続き
当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて報酬を決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。また、監査業務の実行に際しては、内部監査室が監査業務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役・取締役会

取締役会は、経営の基本方針や経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。また、取締役会は機動的な運営が可能な人数で構成されており、毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、充分な討議を経た上で決議を行っています。

そして、担当取締役を本社の各機能及び事業本部ごとに設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

監査役・監査役会

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役の職務執行及び国内外の関係会社を含めた監査を実施しています。監査役会は、監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決定を行っています。社外監査役を含む監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、機動性を高めた監査活動が可能な体制を整備しています。また監査役は、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス担当及び経理部門と緊密な連携を保つため、定期的に監査業務連絡会を開催し意見交換するなど、監査が実効的に行われる体制を確保しています。

会計監査人

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は、内部監査室及び監査役と必要に応じ、情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

内部監査室

当社では内部監査室を設置し、当社及び国内外の関係会社について、業務の有効性と効率性を含めた監査を実施しております。監査結果を定期的に取締役会に報告し、牽制機能の充実を図るとともに、業務改善提案も行っています。

また、アルプスグループ監査連絡会に参加し、アルプスグループにおける監査情報の交換を図っております。

CSR委員会

当社は企業の社会的責任を果たすため、代表取締役社長の直轄組織としてCSR委員会を設置しています。当委員会は、5つの部会（内部統制・リスクマネジメント・規程管理・情報管理・環境）で構成され、委員会ではCSR全社方針・体制に関する事項や各部会の活動方針の審議・決定及び進捗状況の確認を行い、各部会では定められた方針に基づき活動しております。必要に応じ代表取締役社長及び取締役会に対し、活動状況の報告、方針等の提案を行っております。

経営計画会議

取締役及び常勤監査役が出席のもと、経営計画会議を年2回開催し、当社ならびに当社グループ各社の中・短期の経営計画に関する審議・情報の共有化を図っています。そして、経営計画の重要項目については、各社の取締役会で決議し、業務遂行が行われています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会から独立した監査役会が会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責務を負っています。

また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の監督を行うなど、牽制機能を持たせています。

当社においては、機能別に組織体制を敷いており、相互の関係性と専門性が高いため、事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行が行われています。またお互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、監督機能も高まると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より1週間早く、株主総会開催日の3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年、集中日を回避して株主総会を開催しており、今後もこの方針を継続する予定です。
その他	招集通知をホームページ内のIR情報サイト(http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html)に掲載しております。 株主総会閉会後、株主懇談会を開催しており、取締役及び監査役が出席しています

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年1回、開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報サイト(http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html)を開設し、適時開示資料やアナリスト向け決算説明会資料、有価証券報告書等、IRレポート(株主通信)、株主総会招集通知、IRスケジュールなどを掲載しています。また個人投資家向けのページを設置し、事業内容をわかりやすく紹介しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役 管理担当 中村 邦彦 IR担当部署および事務連絡責任者 経理財務部長 荒川 信一	
その他	IRレポート(株主通信)を通期および第2四半期の年2回作成し、株主に送付しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はアルプスグループコンプライアンス憲章のもとに制定した倫理規定において、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心掛けることを謳っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はアルプスグループ環境憲章のもとに、環境方針を制定し、総合物流企業としてグリーンロジスティクスに積極的に取り組み、地球環境の保全に貢献していきます。また、「CSR委員会」を中心に、企業の公共的・社会的使命を果たすべく、CSR活動の推進に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、アルプス電気(株)を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神(社訓)をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範(グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章)のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制を整備します。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的な内容を明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的な内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。

(3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(4)当社は、取締役の職務執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。

(5)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(6)当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。

(3)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1)当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。

(2)当社は、当社グループ内の取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。

(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度(倫理ホットライン)(以下「倫理ホットライン」と言います)を設置し、通報窓口を定期的に周知します。

(4)当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長及び経営会議並びに監査役会及び会計監査人に報告します。

(5)当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署を設け、監査役補助スタッフを配置します。

7. 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役補助スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとします。

(2)当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。

(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

9. 当社の子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1)当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。

(2)当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について

(1)当社は、監査役の監査に関する費用について、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還します。

(2)当社は、監査役が緊急又は臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払又は償還します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1)監査役は、取締役会のほか、予算審議会等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期に、及び隨時に会合を行えることとします。

(2)監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期に、及び隨時に会合を行えることとします。

(3)監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

13. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

人事総務部が反社会的勢力及び団体に関する対応を統括する組織として、社内関係部門及び警察等外部専門機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、該当部門への情報提供や教育を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社は、株主・投資家の皆様へ適時適切な会社情報を提供するため、適時開示規則を遵守し、以下の体制で臨んでいます。

1. 適時開示の担当部署

- ・適時開示における情報取扱責任者を管理担当取締役とし、適時開示規則との照会を経理財務部が担当しています。

子会社を含め社内外で発生した会社情報は、代表取締役社長、情報取扱責任者、経理財務部および人事総務部が当該情報の主管部署より事実の収集を行い、共有化を図っています。

- ・決算に関する会社情報は、適時に経理財務部より本決算および四半期決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

2. 適時開示に係る社内体制

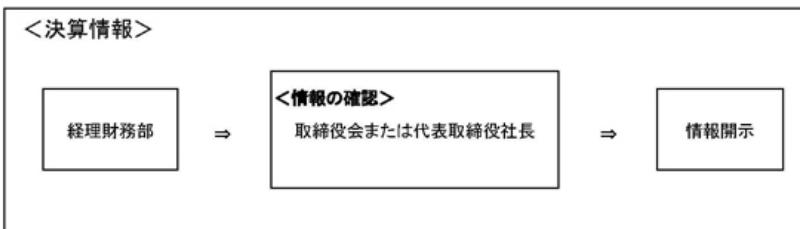
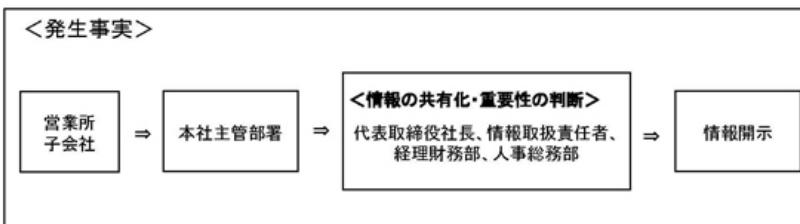
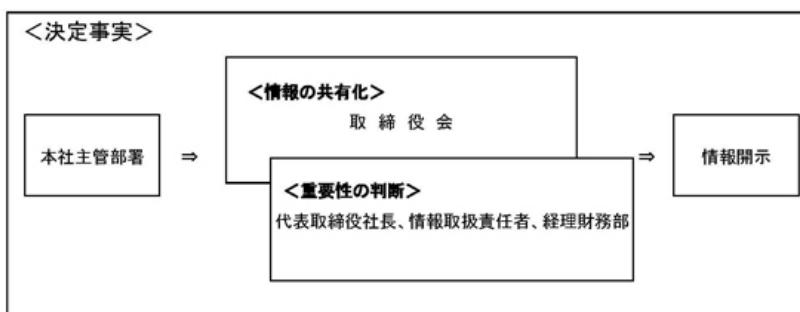
- ・取締役会において審議される会社情報は、経理財務部を事務局とし、情報取扱責任者がその重要性を判断し、代表取締役社長の確認を経て、適時開示規則に準じて開示します。

- ・社内外で発生した会社情報は、代表取締役社長、情報取扱責任者、経理財務部による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。

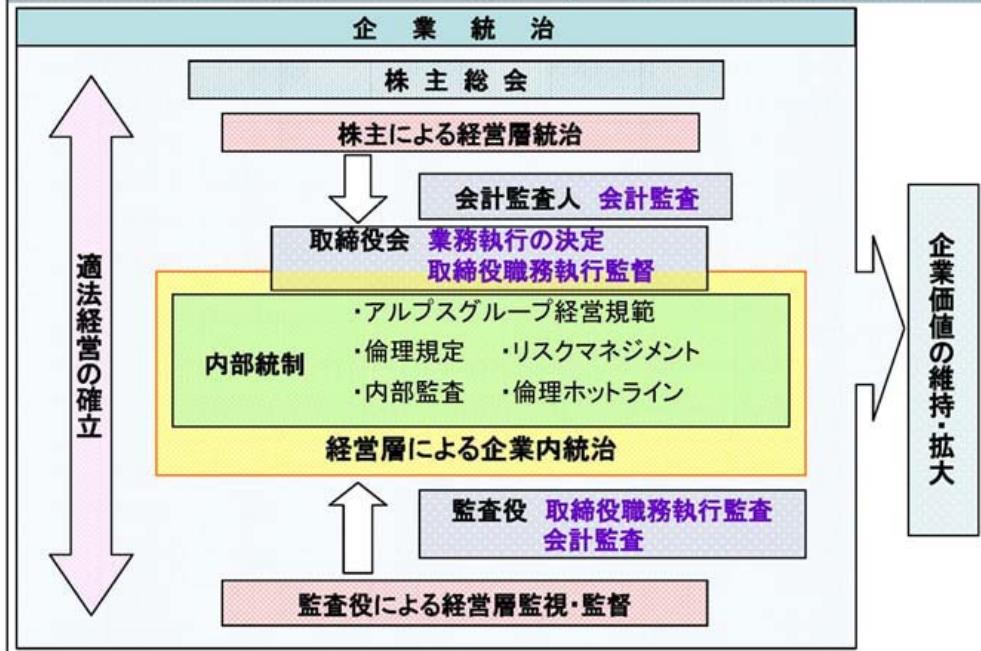
- ・決算情報は、取締役会または代表取締役社長の確認を経て、適時開示規則に準じて開示します。

これらの会社情報は、対外開示と同時に全ての取締役、監査役、各営業所・子会社の事業責任者等へ電子メールにより報告されており、また当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しております。

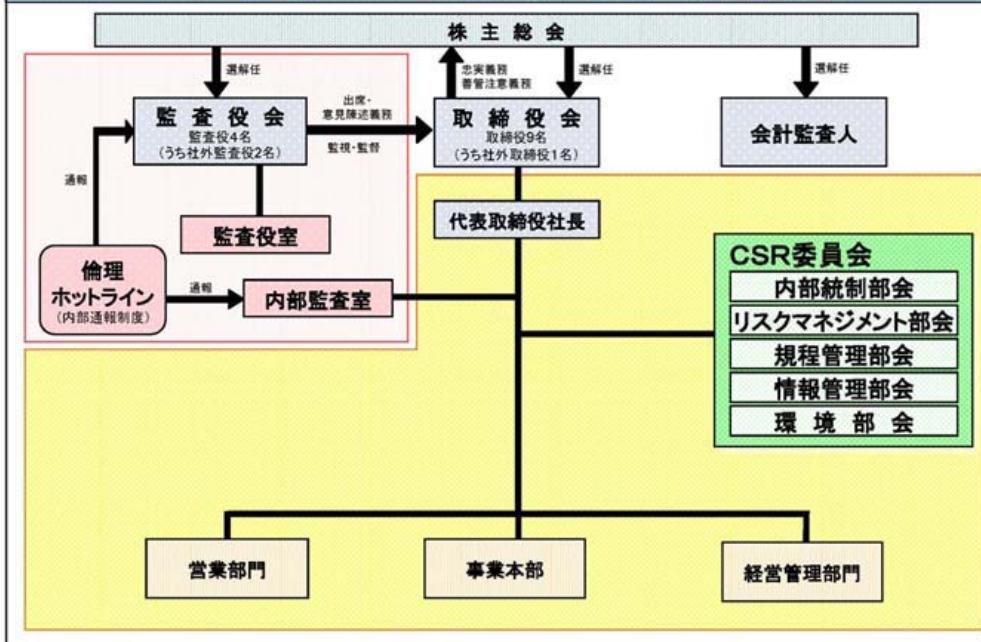
会社情報の適時開示に係る社内体制



コーポレート・ガバナンスの枠組



コーポレート・ガバナンス組織体制



ALPS LOGISTICS CO., LTD.